

司法院釈字第 479 号 (1999 年 4 月 1 日) *

争 点

社団手続規則が社団の名称にその所属の行政地域を付けるべきと定めるのは違憲か。

(社團作業規定之應冠所屬行政區域名稱規定違憲?)

キーワード

社団手続規則 (社團作業規定)、社団の名称

解釈文：憲法第一四条において、国民は結社の自由を有すると定められている。その趣旨は国民が特定の目的達成のため、共同の意思により団体を結合しその活動を参加する自由を保障することである。団体の名称の選定については、これは社団の存立の目的、性質、構成員の共感及びほかの団体との識別と関連するのであり、当然に結社の自由を保障する範囲内のものである。仮に団体の名称につき制限を課す場合は、これは憲法第二三条の定める要件に該当し、法律または法律が明確に授權

する命令によりなさなければならない。

市民団体法第五条において、市民団体は行政地域を組織地域とすると定められている。しかし、同法第一二条において市民団体の名称または組織地域だけは定款の個別記載事項であると定められている一方、市民団体の名称をどう定めるかは規定されていない。行政機関はその権限をもって法律を執行するものであって、行政機関は命令を制定することによって法律に対して必要な補充を行うこと

*翻訳者：蔡英欣

ができるが、これは母法を執行するにあたってその詳細事項、技術的事項についてのみ命令を制定することにとどまり、母法の範囲を超えることではない。この点は当院による解釈においてすでに示されている。内政部（日本の総務省に相当する機関）が制定した「社会団体許可立案作業規定」（社団設立に関する許可の手続規則）四点目において市民団体が所属の行政地域の名称を付けるべきと定められているのは、母法の趣旨を超える人が憲法により享受できる結社の自由を損うから、当該規定は即時に効力を失うことになる。

解釈理由書：憲法第一四条の定めた結社の自由は国民が結社を通じて共同の意思を形成し共同の理念を追求し共同の目標を達成することを目的とするものであって、国民が享受できる基本権利である。結社の自由は、国民が結社の目的を自由に選定しこれにより社団を結合し結社団体の成立との関連事項を関与するか否かといったことをだけではなく、個別の国民の集まりによりなされた結社

団体が自分自身の形成、存続、命名ないし結社などの関連活動を推進することを不法に制限することが免れることも保障することである。このような保障のもとでは、結社団体は多数決により名称の選定を含む各種の結社の関連事項を自主的に決定し、そして組織の形を通じて当該団体の成立の目的に合致する理念を表わすことができる。市民団体の名称は当該団体の存在を表徴しその他の団体と区別される標識とするものであって、その名称により当該団体の性質及び成立の目的は顕彰することができ、これにより市民団体は対内的には構成員の共感を呼び対外的には団体の名義をもってその対外関係を経営しその活動を推進することができる。仮に市民団体がその名称の自主決定の自由を有しなかつたら、その事務を自主決定する特徴は貫徹できなく、これによりその構成員の募集ないし維持及び対外的自己表現の発揮は不利に影響されることになる。したがって、市民団体の命名権は成立時の自主決定権であるにせよ成立後の変名権であるにせよ、いずれも

憲法第一四条において結社の自由が保障される範疇に属するものである。団体の名称の選定に対する制限は憲法第二三条の定める要件に該当し、法律または法律が明確に授権する命令によりなきなければならない。

市民団体法第三条において市民団体に関する全国または省、県の所管機関は定められており、同法第五条において市民団体は行政地域を組織地域とすると定められている。そして市民団体の名称をどう定めるかということは同法が明文をもって定めていない。同法第一二条においては市民団体の名称、組織地域などは定款の個別記載事項と定められているが、市民団体の組織地域に関する規定の立法趣旨は単に市民団体の所管機関及び法人登記を取扱う管轄裁判所を確定するものであり、定款に記載される組織地域は市民団体が実際に對内的あるいは對外的に行う活動の範囲を制限するものではない。市民団体の組織地域及び名称はそれぞれ異なる意味をもっており、両者の間には必然的な関連性

は必ずしも有しない。行政機関はその権限をもって法律を執行するにあたっては、法律の必要な補充を行うため命令を制定することができるが、これは母法を執行するにあたってその詳細事項または技術的事項についてのみ定めることにとどまり、母法の範囲を超えることではない。この点は、当院による釈字367号、390号、443号及び454号においてすでに示されている。内政部（日本の総務省に相当する機関）が制定した「社会団体許可立案作業規定」（社団設立に関する許可の手続規則）四点目において市民団体が所属の行政地域の名称を付けるべきと定められているのは国民が憲法第一四条により保障される結社の自由を侵害し、その規定の効力は即時に失われるべきである。上記の手続規則のその他の内容については、所管機関は憲法が保障する結社の権利に合致するため、当該解釈の趣旨に従いそれを改正することを検討しなければならない。ここに併せて説示しておく。

本解釈は、董翔飛大法官・劉鐵

鍾大法官・黃越欽大法官による反
対意見書がある。